

新成人の皆さんへ

20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きを!

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

国民年金は、国が責任をもって運営していますので、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されるなど、とても有利で安心な制度です。

◎義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

◎加入の手続き

学生や自営業者などの方で、20歳になって第一号被保険者となる方は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

◎保険料の猶予・免除

国民年金の第一号被保険者の平成22年度の保険料額は、月額15,100円です。

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、老後の年金を受けられなかったり、年金額が低くなる恐れがあります。また、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由等により保険料の納付が困難なときに、ご本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。

あぁ!そういうことだったんだ!

年金記録に関する、よくある『誤解による相談事例』

年金事務所などによせられた、年金給付に関する単純な誤解や勘違いによる質問の中で、簡単な説明ですぐにご理解や納得をいただいた事例を紹介します。

◇在職中の老齢厚生年金

先月から給料が大きくなり下がったから、年金額は停止が解除されて受け取る額が増えるはずなのに、増えていないのは、どうしてですか?

在職老齢年金の停止額は「標準報酬月額」によって決まります!

在職老齢年金の支給停止額は、その月に実際に受け取った給料によって決まるわけではなく「標準報酬月額」によって決めます。

「標準報酬月額」は基本給や諸手当などの固定的賃金の変動により従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じる場合に、変動があった月から数えて4ヶ月目に変更されます。

したがって、年金額の増額も4ヶ月目からとなります。

また、退職後に支給停止が解除されるのは、被保険者資格喪失日※1の翌月からになります。

※1被保険者資格喪失日：退職日の翌日

◇雇用保険（失業給付）との調整

雇用保険の失業給付が終了したのに年金がいつまでたっても支払われません。失業給付が終了したあと、年金の受給再開の手続きは必要なのですか?

「支給停止事由該当届」の提出がなければ支給再開されません。

失業給付を受けるようになった時に「支給停止事由該当届」を提出していただくこと、失業給付が終了した後、自動的に年金の支払いが再開します。

この届出がない場合、支給再開されません。